

平成 2 8 年 第 1 0 回

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 0 月 5 日

平成28年第10回教育委員会定例会会議録

平成28年10月5日(水)

出席者(5名)

教育長 高部 明夫  
委員 角田 徹  
委員 高橋 京子

委員 池田 清貴  
委員 須藤 金一

欠席者(0名)

出席説明員

教育部長・調整担当部長

伊藤 幸寛

総務課長

高松 真也

学務課教育支援担当課長・指導課支  
援教育担当課長・総合教育相談室長

田中 容子

指導課教育施策担当課長

木下 英典

生涯学習課長

古谷 一祐

総合スポーツセンター建設推進室

総務担当課長

向井 研一

三鷹図書館長

田中 博文

生涯学習担当部長

宇山 陽子

学務課長

桑名 茂

指導課長

宮崎 倉太郎

指導課教職員担当課長

田中 通世

スポーツ振興課長・総合スポーツセンター

建設推進室長

室谷 浩一

社会教育会館長

新名 清人

事務局職員

主事

大塚 俊介

主事

稲村 早剛

平成28年第10回教育委員会定例会

議 事 日 程

平成28年10月5日（水）午後3時30分開議

- 日程第1 議案第45号 三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第2 議案第46号 三鷹市市民体育施設条例施行規則の廃止について
- 日程第3 議案第47号 三鷹市社会教育委員の委嘱について
- 日程第4 議案第48号 三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第5 三鷹市校内通級教室実施方策（案）について（協議）
- 日程第6 教育長報告

午後 3時35分 開会

- 高部教育長 ただいまから平成28年第10回教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の会議録の署名委員は、角田委員にお願いいたします。  
それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

---

日程第1 議案第45号 三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

- 高部教育長 日程第1 議案第45号を議題とします。

( 書記朗読 )

- 高部教育長 提案理由の説明をお願いします。スポーツ振興課長。

○室谷スポーツ振興課長 議案第45号 三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。皆様のお手元に別刷りの議案第45号の参考資料をお配りしておりますけれども、三鷹市市民体育施設条例施行規則、こちら10月1日、新たに制定・公布されました。こちらの規則に基づき、来年度の4月から、総合スポーツセンターをはじめとした市民体育施設及び生涯学習センターの施設の予約申込期間が、使用日の3月前の1日からとなりまして、また、新年度の団体登録申請の受け付けも10月7日に開始することとなっております。そこで、学校施設につきましても、市民の皆様が混乱しないように、市民体育施設との整合性を図りまして、申込受付期間を、2月前から3月前にすることを大きな改正点といたしまして、文言修正も含めた本議案を提出させていただいたものでございます。

なお、参考までに、三鷹市立学校施設の開放に関する条例につきましては、改正を行っておりません。

お手元の、本編の資料の3ページから13ページまでが、本規則の一部改正の内容となりますが、具体的内容につきましては、次の14ページからの新旧対照表、こちらをもとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、15ページでございますけれども、第7条の第3項でございます。こちら、団体登録に関する記載なのですが、改正前は、団体利用カードと表記していたものを、こちら市民体育施設条例施行規則に合わせまして、登録カードという名称に改めます。

続きまして、同じく15ページの最下段の第9条、そして16ページにかけてでございます。こちらについては、使用の申請及び承認について、小学校の校庭を除く各施設は新システムによる申請となること、及び使用料の納入について規定しているところです。そして、第10条におきましては、小学校校庭の申請と承認について定めているところです。

第11条では、登録カード等の提示について、新たに条を設けて規定しております。

次の、18ページの第16条でございます。こちら、使用料の減額及び免除についての規定なのですが、こちらは改正前の第15条の第1項の第5号をごらんいただけますでしょうか。こちら、夜間照明設備の使用料を除き、心身障がい者（児）又は高齢者で組織する団体が使用するとき免除となっておりますけれども、改正後におきましては、第

16条の第1項の第5号で、夜間照明設備の使用料を除き、まず、障がい者（児）で組織する市内の団体がする場合、免除、そして、第6号で、夜間照明設備の使用料を除き、市内に住所を有する70歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合、免除と、それぞれ別個に規定をして、なおかつ、最近の長寿化を踏まえて、この高齢者の位置づけを70歳とさせていただいたところでございます。

続きまして、20ページの附則の部分でございますけれども、こちらにつきましては、施行期日を平成29年4月1日、そして準備行為、経過措置の規定を設けさせていただきました。

最後に別表でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、改正前の規定は、全て申込受付期間は2月前の1日からとしているところを、全施設3月前の1日からということで改正をしているところでございます。

議案第45号の説明は以上となります。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 小さなことなのですけれども、70歳を高齢者として扱う高齢者に関する定義というのは、市全部で共通されているということでしょうか。

○高部教育長 スポーツ振興課長。

○室谷スポーツ振興課長 その定義につきましては、高齢者支援課等のそれぞれ関係部署で、いろいろな給付ですとか申請の制度がありますので、統一はされていないところでございます。

○高部教育長 今回制定した市の規則との関係はどうなのですか。

○室谷スポーツ振興課長 市の規則との関係でいいますと、70歳以上ということで、統一はしているところでございます。

○高部教育長 体育施設の減免対象となる高齢者は70歳以上で、今回合わせたということよろしいのですね。

○室谷スポーツ振興課長 さようでございます。

○高橋委員 体育施設の場合は、ここでは別に高齢者と書いておられないので、70歳以上ということで、それはそれで理解はできる部分ですけれども、扱いがいろいろ、その場所によって違うというのは、混乱を招くことでもあるので、ある程度、全庁的に話し合われた部分がベースにあるといいのではないかなとは感じました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第45号 三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第46号 三鷹市市民体育施設条例施行規則の廃止について

○高部教育長 日程第2 議案第46号を議題とします。

( 書記朗読 )

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。スポーツ振興課長。

○室谷スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の室谷でございます。続きまして、議案第46号 三鷹市市民体育施設条例施行規則の廃止について、ご説明いたします。こちらにつきましても、今、別刷りの、席上配布させていただいております議案第46号の参考資料もごらんいただきたいと思っております。まず、三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例で、平成29年4月1日からは、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務が、教育委員会から市長部局に事務移管されることとなります。そして、次の3ページでございます、三鷹市組織条例の一部を改正する条例、こちらにつきましては、市長部局にスポーツと文化部を新設し、スポーツに関することを所掌する内容となっております。職務権限の特例に関する条例におきましては、教育委員会でも8月22日の臨時会でご承認いただき、9月議会で議決され、10月1日に公布されたところでございます。施行日は平成29年4月1日となっているところでございます。

これに伴いまして、現在の市民体育施設条例施行規則は、平成29年3月末をもって、第一体育館、第二体育館の閉館とともに廃止させていただくものでございます。

私からの説明は以上です。

○高部教育長 市規則とか教育委員会規則という言い方をしないと、今の説明はちょっとわかりにくいですね。議案第45号参考資料とあるのは、議案第46号の参考資料でもありますから。

まず、条例レベルで、職務権限の特例ということで、スポーツについては、来年の4月から教育委員会から市部局に移行すると。そうすると、体育施設条例もそうなのですが、条例はもともと三鷹市の条例ということなのですが、規則については、今までは教育委員会規則で、その体育施設の条例施行規則を定めていたのですが、所管が4月から移るとということで、先ほど議案第45号の参考資料でお示しました市としての市民体育施設条例施行規則が10月1日公布で、これは先行して決まりました。内容的には、今までどおり教育委員会が所管していたグラウンドなどをそのまま引き継ぐ、実質引き継ぐような形で規定をし直したと。その中には、先ほどの減免など、いろいろ再考して、もう1回規定し直した部分もありますけれども、基本的なつくりとしては、市の規則に移行したものですから、教育委員会の規則としては、これは廃止してなくなるという提案理由でよろしいですね。

○室谷スポーツ振興課長 はい。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第46号 三鷹市市民体育施設条例施行規則の廃止については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　　ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第47号 三鷹市社会教育委員の委嘱について

○高部教育長　　日程第3 議案第47号を議題とします。

( 書記朗読 )

○高部教育長　　提案理由の説明をお願いします。生涯学習課長。

○古谷生涯学習課長　　生涯学習課長の古谷でございます。41ページをお開きください。三鷹市社会教育委員の委嘱について、お諮りするものでございます。提案理由の説明をさせていただきます。平成28年10月2日付けで、三鷹市社会教育委員が任期満了となりましたことに伴いまして、選出させていただいた候補者の委嘱について、お諮りさせていただくものでございます。

委嘱年月日につきましては、平成28年10月5日、そして任期につきましては、平成28年10月5日から平成29年5月31日までの約8カ月間といたしました。社会教育委員の任期につきましては、三鷹市社会教育委員条例第2条第2項におきまして、2年と規定しているところでございますが、今回約8カ月間としました根拠や考え方についてご説明いたします。43ページをお開きください。一番下の枠内でございます、三鷹市生涯学習審議会条例の附則をごらんください。ことし8月に開催されました教育委員会臨時会で議案といたしました三鷹市生涯学習審議会条例が、この9月に開催されました第3回市議会定例会で議決、その後公布されまして、平成29年4月1日に施行されることとなりました。社会教育委員の任期につきましては、三鷹市生涯学習審議会条例の附則で、三鷹市社会教育委員条例の一部改正を行ったところですが、その附則第4項に、三鷹市社会教育委員の任期の特例を規定いたしました。この規定では、この条例の公布の日から施行日、4月1日までの間に委嘱される三鷹市社会教育委員の任期は、前項の規定による改正後の三鷹市社会教育委員条例第4条の規定にかかわらず、2年以内の範囲で教育委員会が別に定めることができるとしていただいております。そのため、今回の改正に伴う社会教育委員の任期を、平成28年10月5日から平成29年5月31日までの約8カ月間としたものでございます。

今回の改正に伴います社会教育委員の任期を平成29年5月31日までとした考え方につきましては、生涯学習が社会教育を含む概念であり、類似分野に関する事項を所掌する審議会であるところから、来年度に発足する三鷹市生涯学習審議会の委員と、社会教育委員は、同一の委員が兼務するという運用を行うことが効果的であるという考え方を前提とした上で、PTA等の団体から推薦される委員の候補者が出そろった5月末の時期を勘案して、5月中に生涯学習審議会委員や社会教育委員の委嘱を行うことが妥当であるということ、また、来年6月に委嘱する新たな生涯学習審議会委員の2年間の任期を同一時期にそろえたいと考えたところによるものでございます。

次に、候補者についてご説明いたします。42ページをごらんください。今回の社会教育委員候補者としましては、任期を8カ月という短い期間としているため、全ての方を再任することといたしました。定員12名のうち2名がご辞退されたため、候補者を10名

としております。選出区分でございますが、従来どおり、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、そして一般市民という五つの区分としております。

改めまして、候補者について簡単にご紹介させていただきます。選出区分、一番上の学校教育の関係者につきましては、三鷹の森学園三鷹市立第五小学校校長の鈴木尚子さん、同じく三鷹の森学園三鷹市立第三中学校校長の宮城洋之さんです。社会教育員の関係者としましては、三鷹市芸術文化協会会長の辰口陸男さん、三鷹市体育協会理事長の千羽亮二さんです。家庭教育の向上に資する活動を行う者につきましては、三鷹市立第五小学校PTA会長の加藤木江美子さん、NPO法人子育てコンビニ理事の北山恵美子さんです。学識経験のある者につきましては、杏林大学教授の齋藤智志さん、東京純心大学特任教授の吉澤良保さん、東京大学大学院教授の牧野篤さんです。一般市民の選出につきましては、三鷹市市民会議等公募委員の吉田龍雄さんをお願いしております。

以上の候補者につきましては、既にご内諾をいただいているところでございます。

私からのご説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

生涯学習審議会との関係があつて、任期が変則になっていますけれども、6月から実質的にまた新しく20人体制で兼務しながらスタートということですので、よろしいでしょうか。

○角田委員 よろしいですか。

○高部教育長 どうぞ。角田委員。

○角田委員 44ページの一番上に、定数は12人とすると書いてあるのだけれども、欠員は2名のままでいいのですか。

○古谷生涯学習課長 今回の場合には、短期間ということもありますので、10人ということで委嘱させていただきたいと考えているところです。

○角田委員 大きな問題がなければ。

○高部教育長 ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第47号 三鷹市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第48号 三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱について

○高部教育長 日程第4 議案第48号を議題とします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。社会教育会館長。

○新名社会教育会館長 社会教育会館長の新名でございます。では、議案第48号 三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱について、お諮りいたします。

まず、46ページをごらんください。本審議会委員につきましては、平成28年10月2日をもちまして任期が満了となりましたので、新たな任期の委嘱につきましてお諮りをするものでございます。任期についてでございますが、平成28年10月5日から平成29年3月31日までということでございます。これは、本年3月に市議会で三鷹市生涯学習センター条例が可決・成立いたしました。その際、附則で社会教育会館条例の廃止が規定されております。この社会教育会館条例に規定されております公民館運営審議会も、平成28年度末をもちまして廃止となるということから、この任期の設定をさせていただきました。

次に、47ページの候補者名簿をごらんいただきたいと思います。こちら、今回は、基本的に前任の方に再任をお願いをいたしまして、お一人を除きまして、ご内諾をいただいているところです。こちらの公民館運営審議会につきましては、館長の諮問機関という位置づけでございます。社会教育会館が新たに三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内に生涯学習センターとして移行するという事の中で、その節目節目に、関連する計画であるとか、あるいは条例などに関しましてもご審議いただきまして、知見をいただいていたところです。また、2年間の任期ごとに提言という形で、こちらの会館の事業の方向性などにつきまして、審議会としての意見をまとめていただきまして、会館に提出してきていただいておりますが、今回につきましては、前任期と合わせて、2期にわたりまして、その審議会の活動の総まとめとして、提言という形でまたご意見をいただきたいと思いますと考えておりまして、それが今期の審議会の大きな役割の一つだと考えております。

48ページに、関連の法規をお示しをしております。

提案理由の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

廃止に伴っての、この6カ月弱の最後の任期ということなのですが、ちょっと補足しますと、先ほどの生涯学習審議会の中で、定員を20名に拡大をしていくという中で、全員が社会教育委員を兼ねるということが一つと、それから、実際、公運審がなくなるわけなのですが、公運審の経験者の方を何人か、新たな生涯学習審議会の中にも入れて、今までの市民大学講座事業なども継承していきますので、その中で、やはり意見を反映していきたいということもございます。任命権者においてはそういう配慮も検討されていることを申し添えておきます。

よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問がなければ採決いたします。

議案第48号 三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 三鷹市校内通級教室実施方策(案)について(協議)

○高部教育長 日程第5 三鷹市校内通級教室実施方策（案）についてを議題といたします。

はじめに、事務局から説明をお願いします。田中課長。

○田中学務課教育支援担当課長 教育支援担当課長の田中でございます。それでは、別刷りの三鷹市校内通級教室実施方策（案）をごらんください。

2ページをお開きください。これにつきましては、通常の学級の場合を離れて指導や支援を行うことが必要と判断された児童を、教員が各校に巡回をいたしまして指導をするというものでございます。2ページの（1）の下にございますが、これまでの小学校情緒障がい等通級指導学級にかわるものでございまして、小学校の難聴・言語障がい学級、及び中学校の情緒障がい等通級指導学級は、今回の実施方策には含んでおりません。

（2）対象児童なのですけれども、小学校の通常の学級に在籍している発達障がい等の児童を対象といたします。

それから、（3）校内通級教室の導入により期待される効果ですけれども、今までよりも多くの児童が、通級の負担がなくなりますので、在籍校で指導と支援が受けられるようになるということ。さらに、在籍通常学級の担任と巡回指導教員との連携が、より一層行われるだろうと期待しております。

3ページ、（4）拠点校と巡回校のグループ編成の図をごらんください。三鷹市を大きく二つに分けまして、東側の9小学校を第1グループ、こちらについては、南浦小学校から巡回するのが連雀学園、三鷹の森学園、そして北野小を拠点校として巡回するのが東三鷹学園、鷹南学園ということになります。そして、西側ですけれども、今までは七小のポプラ学級しか、こちらには情緒障がい等通級指導学級として設置をしておりましたが、来年度、準備として、二小に新たな拠点校を新設いたしまして、三鷹中央学園については七小から、また、にしみたか学園の井口小、おおさわ学園の大沢台小、羽沢小につきましては二小から教員が巡回するという、こういうグループに分けたものです。

では、4ページ、ごらんください。開設に向けたスケジュールでございますが、平成28年度、現在、第1グループにつきましては工事が完了しております。そして、平成29年度から巡回開始となります。そして、来年度、第2グループ、西側につきましては、二小の拠点校の整備を含めて、6校の整備をいたしまして、平成30年度巡回開始ということになります。

では、5ページから、三鷹市の校内通級教室の概要についてお話をいたします。まず、この5ページ上の円をごらんください。これは、指導と支援の場の連続性と題しておりますが、一番外側の枠を、ユニバーサルデザインによる誰にでもわかりやすい授業、通常の学級の授業と考えてください。2番が、学級内での特性に応じた配慮指導、ここまでが通常の学級で行うものでございます。3番、網かけがしてございますが、これが特性に応じた個別又は小集団等による指導ということで、校内通級教室に該当いたします。校内通級教室は、三鷹市の用語でございまして、東京都では特別支援教室と呼んでございますが、三鷹市では校内通級教室と呼ばせていただきます。

そして、4番目が固定制等の教育支援学級、5が特別支援学校での指導と考えていただ

ければよいと思います。

5ページの(2)学校の責務ですが、この1、2を確実にやっていくこと、さらに、巡回指導教員と連携をしながら、各校における指導を、緊密な連携のもとに的確に行っていくことが学校の責務ということになります。

6ページから、校内通級教室の指導というところでございますが、イの指導内容ですけれども、在籍する学級を離れて通級指導を受ける一人ひとりの児童に対して、個別の教育課程を作成して指導を行います。教育課程の中身は、自立活動、「障がいの改善又は克服を目的とする、障がいに応じた特別の指導」でございます。それから、「障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導」としての教科の補充指導、この2点ということになります。そして、特に自立活動の実施に当たっては、その内容によって、個別指導及び小集団指導を行います。特に、社会性を培うことを目指すソーシャルスキルトレーニングや、言語及びコミュニケーション、運動等の指導については、小集団による指導のほうが効果的な場合がございますので、それを行ってまいります。

それから、ウの指導時間ですが、国の規定では週当たり1時間から8時間までとしておりますが、三鷹市では、児童1人当たり週1、2時間程度を原則といたしまして、指導時間及び児童に必要な指導内容については、校内通級教室支援委員会で判断を行ってまいります。

(4)指導の開始・終了の判断と流れというところでございますが、めくっていただきまして、8ページの図をごらんになりながら見ていただければと思います。児童につきまして、この相談の開始から指導までの流れを、四つの段階で示してあります。第1段階は、在籍校の中のことなのですが、まずは、全教員に配布しております個別指導計画作成のガイドライン等を用いて、教員たちが子どもの課題を整理し、それから市派遣の巡回発達相談員等の助言を受けながら、教育支援コーディネーターを中心とする校内委員会で吟味をいたします。そして、保護者と相談を行いながら、この通級に向けての相談を行うかどうかという、そのことについての判断をいたします。

第2段階、拠点校の教員による専門的な相談ということになります。拠点校教員が、児童とやりとりをしながら、行動観察及び必要な場合には発達検査等も行います。

そして、第3段階。校内通級教室支援委員会でございますが、在籍校の校長、拠点校の校長、及び専門家等による協議を行います。

そして、第4段階が指導開始ということになります。

9ページ、人員の整備というところですが、東京都からこの校内通級教室の開始に際しまして、新たな人員が配置されております。アの在籍校教員は、これは今までと同じですが、イの巡回指導教員、これは、今までは通級指導学級10人について1学級だったのですが、1学級プラス1の加配がなくなりまして、児童10人に対して教員が1人配置ということになります。ウの校内通級専門員、これは東京都では特別支援教室専門員と申しますが、これが都費で派遣される新たな非常勤職員ということになります。校内通級教室を設置する各校に1人、週4日の勤務で配置される職員でございます。それから、エの校内通級アドバイザー、これは東京都が委託しました専門家協会から、年間10回程度、各校

に派遣されます。また、この下でございますが、三鷹市が既に配置しています巡回発達相談員、及び教育支援学級にさまざまな療法士等を派遣してございますので、それらの職員と連携をしながら指導を行ってまいります。

めくっていただきまして、教員の育成と専門性の向上、これが非常に大事なところなのですが、巡回指導教員は、子どもの発達の流れ、及び発達障がいの子どもの実態把握、それから指導法を熟知する必要がございますので、高度な専門性を有する外部専門家等による実際の事例を通じたカンファレンスを、各拠点校ともに、年間10回以上、これは行っていく必要がございます。そして、的確な研修の中で、発達検査等の読み取りができる、さらに検査を行えるというような教員を育成してまいります。また、在籍校の教員も、今までの教育支援コーディネーターの研修に加え、外部専門家による学校ごとの研修についても充実してまいりたいと思います。さらに、東京都から派遣される職員たちも、三鷹市のリソースを理解するための研修が欠かせないと思います。

それから、(7) 学校・地域・保護者への啓発ということですが、このように、当たり前の指導を当たり前に行うということ、これを地域全体が理解していただくような、そういう啓発が必要であると思います。

(8) 環境整備ということですが、現在、全ての小学校に設置するということが、まずは東側の9校の工事が終わっております。そして、さらに来年度に工事を行いまして、小学校15校に校内通級教室が設置されるということになります。これらの子どもたちは感覚の過敏等もございますので、今後も空調や、それから音の環境等、できるだけ望ましい環境が今後も必要になりますし、教材についても開発されている教材もございますので、それらの整備が必要ということになります。

最後、今後の検討課題でございますが、これらを確認していくものとして、教育支援推進委員会、現在も設置されていますが、これを活用しながら確認をしてまいりたいと思います。さらに、中学校への拡充のあり方ということで、東京都は発達障害教育推進計画の中で、平成33年度までに、全中学校にこの特別支援教室、校内通級教室を設置することとしているわけなのですが、三鷹市の場合には、中学校の不登校生徒に対応する適応指導教室のあり方等も合わせた検討が必要と考えております。

以上でございます。

○高部教育長 以上で事務局からの説明は終わりました。委員の皆様の質疑、ご意見を願いたいします。

○角田委員 では、幾つかよろしいでしょうか。

○高部教育長 はい。角田委員。

○角田委員 まず、8ページの、今、相談開始から指導までの流れのお話をいただきましたが、これは、今までもこういった形で、大体四つの流れで来たということですね。

○田中学務課教育支援担当課長 そうですね。

○角田委員 そして、その第3段階のところで、既存の通級支援委員会を活用して、つまり、そこに今回は新たに医師とか専門員を加えて、少し大きな委員会にするということですか。

○田中学務課教育支援担当課長 既に、医師の方にもいらしていただいていますので、これを継続する形で考えています。

○角田委員 充実させると。そうすると、一般的に考えて、通常この委員会というのは、年に1回、新年度の初めあたりにやるのでしょうか。

○田中学務課教育支援担当課長 年間10回やっております。

○角田委員 わかりました。それと、その対象の児童や保護者の負担が少なくなるのでいいことだと思うのですが、もう一つ、巡回する教員が、巡回指導教員が、やはり、年間10回程度のカンファレンスを受けるということなのですから、カンファレンスを受けて、専門性を増すのはプラスですが、いろいろな、その場面、場面で、相談したい、つまり専門家に相談したいということは、やはりあると思うのですね。そうしたときには、すぐ相談できるような専門性のある人の確保というか、そういう道はあるのかどうか教えてください。

続けて、10ページのところで、上から8行目のところに、民間資格等とも連携してと書いてありますが、ここで指している民間資格はどんなことを考えているか、その辺教えてください。

○田中学務課教育支援担当課長 では、ふだんの相談なのですから、これは指導課と、それから学務課の総合教育相談室が連携をしながら、教員、また、学校長の相談に答えていくという形で、今までもそうだったのですが、さらにその連携を強化していきたいと考えております。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 そのことは、非常に日常的なことで、極めて大事なことだと思っています。ほんとうにすごく力量のある教員というのが、必ずしもいると言い切れない部分はありますけれども、まずは拠点校に出勤をして、そこから巡回校に行く、そして、また勤務が終わるときには、拠点校に戻るという、こういうサイクルでやってまいりますので、その朝だとか、あるいは放課後だとか、そのところで必ず拠点校の教員が集まって、自分たちのケースについて日常的にやりとりをして、これは私、大きな研修の機会にもなるのではないかなと思っています。ですから、朝からもう、その学校、当該の巡回校に行けば、子どもに対してより時間はとれるかもしれない。だけれども、指導の中身というところが極めて大事なので、やはりそういうサイクルをつくりながら回していこうということを考えているところでございます。

○高部教育長 相談の場があるということは、極めて重要ですよ。

あとは、民間資格。

○田中学務課教育支援担当課長 はい。この民間資格なのですから、9ページにございます、エの校内通級アドバイザー、東京都では臨床発達心理士、学校心理士、特別支援教育士、この3資格の専門家を派遣するのですが、特にこちらとも連携しながら。また、既に、特にこの特別支援教育士につきましては、三鷹市の教員で資格を持っている者も数名おりますので、また、スクールカウンセラーなどでも持っている者が、夏の教育支援関係の研修会を受けたときには、その資格の更新ポイントになるような、そういう連携等も

してございまして、今後ますますそれらを活用していきたいと考えております。

○角田委員 必ずしも、資格を持っている人にやらせるというわけではなくて、むしろ資格の有無は問わないけれども、連携した、とりたければとる道を与えるというような感覚でしょうか。

○田中学務課教育支援担当課長 それも、教員が、それぞれ独自でやっております。特にこの特別支援教育士は、巡回指導教員の業務に該当するような内容の講習を受けた上での資格でございますので、活用してまいりたいと考えております。

○角田委員 ありがとうございます。

○高部教育長 ちなみに、今の関係で、教員免許の関係で、特別支援学校の教員を除いて、三鷹のような自治体の中で、今、固定級とか通級とかで、支援教育にかかわっている教員で、有資格者の割合はどのぐらいなのか。

○田中学務課教育支援担当課長 特別支援学校教員免許状で20%です。去年の段階では。

○高部教育長 三鷹市で20%。三鷹市に着任して、始めて、通級担当になるというケースもあるわけですね。

○田中学務課教育支援担当課長 はい。

○高部教育長 あるいは、固定級になる場合もあるわけですね。

○田中学務課教育支援担当課長 はい。

○高部教育長 特別支援学校でも、100%ではないのでしょうか。

○田中学務課教育支援担当課長 50%に満たないです。

○高部教育長 だから、大学の養成課程から、支援教育に関しての授業を幅広い学生に受けさせるとか、そういう専門性を高めるようなコースをつくるとか、抜本的にはそういうところから、やはり手をかけてもらわないと専門性は高まらないのではないかと。教員が、意欲的にそういう資格をとってもらうのは大いに結構なのですが。もうちょっと底上げも必要かなという気はいたしますけれどもね。

ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 巡回指導教員というのは教員と考えていいのですか。

○田中学務課教育支援担当課長 はい。

○高橋委員 では、校内通級専門員は、これは臨時職員ということですか。

○田中学務課教育支援担当課長 非常勤職員で、教員免許はマストではないのです。

○高橋委員 どういう人が来るかは、何とも言えないということですか。

○田中学務課教育支援担当課長 三鷹市でなるべく推薦するようにと、東京都からは言われているのですが。

○高橋委員 やはりこれも連携がとれないと効果がないと思うので。これをどう連携をとっていくかというのは、やはりしっかりとやらなければ、考えていかなければいけないものだと思います。この週4回という微妙な日数が指定されていますけれども、子どもたちは週5日は学校に来ているわけですね。それが4日でもいいのかなというような気もします。勤務の振替で5日間来ることができるようになるのであれば、いいですけれども。

週4日に固定された状態の中で、どれだけ効果が上がるのかなという感じがします。それが1点目です。

あと、先ほどご説明していただいた5ページの図ですけれども、やはり、1、2がちゃんとしておかなければ、その後の3、4、5はあり得ないと思うのですけれども、この1、2をどのように確実にを行うように手立て等を考えておられるのかを聞かせていただきたいというのが2点目です。

3点目。七小には固定級と通級が一つになりますよね。ほかだと、固定と通級というのが分けておられるのですけれども、七小にこの一つを置くということが、メリットもあるだろうけれども、分けてしまったほうが良いという判断はないのかということなのです。

最後に音のことをおっしゃっていました。きのう、五小に行かせていただいて、テニスボールを、もう全校につけて努力されている姿がありました。私自身もテニスボールをつけてやったことがありましたけれども、いまだにテニスボールかという気がしないでもありません。音をコントロールする方法が、もっときちんとしたものを与えることによって、用意することによって、できるのではないかと、私自身は考えています。

あともう一つ、整理がへたな子にとって、教科書が大きくなりましたよね。開くともう机いっぱいというような教科書の中で、生活をするようになるとしたら、当然、あの形ももっと大きくて、子どもたちにとってより良いもので、よりユニバーサルデザインの基本形が必要になってくる、そういう時代が来ているのではないかという気がしているのですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

以上です。

○高部教育長　それでは、順次。田中課長。

○田中学務課教育支援担当課長　専門員につきましては、東京都から、配置のガイドライン等がございまして、各校、教員1人当たりの指導児童数が3人以上の学校に配置されることになっております。そして、配置方法等も都で決められておりまして、年間192日ということで。都の非常勤職員と、教員と同じような配置の方法ですかね。そういうガイドラインが来ておりますので、その中で運用することになると考えております。

そして、ただ、そこでできるのは、できるだけ、おっしゃったように、地域ですとか子どものことがわかっている専門員がいたほうがうまく動くということを、先行している市や区からも聞いておりますので、小学校の校長先生方には、既にお話をさせていただいております。そういう推薦できるような方がいらしたら、それが望ましいということで、ご相談しているところでございます。

それから、この1、2ですけれども、まず、三鷹で今やっているのは、もう、ちょうど10年たつのですけれども、教育支援プランができてから、こつこつと学習のチェックシート、それから行動のチェックシート、これを各教員がつけることによって、指導が、特別な、個別の支援が必要な子どもについて、実態把握ができるようなということが、ちょうど10年たちます。そうしましたところ、少しずつ、まだまだとは言いながら、個別に支援が必要な子どもを見極める目も少しずつ育っています。ただ、反面、このユニバーサルデザインが浸透しているかといえ、まだまだだと思えます。教員も入れかわりますし、

新人が増えてきますし、という中で、何をしていくかといったら、指導課と学務課とで主催するような研修の中で、さらに、それから教育支援プランの研修会も各校で、年間1回以上は実施しなければならないというようなところで、学校に頑張ってもらっているのですが、それを充実していくしかないのかなと思います。

また、教育支援コーディネーターについては、三鷹市では、夏休みに週4日の研修会を実施しておりますので、そこで、校内委員会のかなめとなるコーディネーターをしっかりと育てていくということ。これを着実に推進していく。つまり、教育支援プラン2022を推進していくということが、そのまま、この1、2の充実につながるかなとは考えております。

それから、七小の固定級と通級については、ここも非常に皆さんで悩んだところなのですが、しかし、七小、とてもいい設備がございますので、これを使わない手はございませんから、やはり、三鷹中央学園については七小からの巡回という形でしたいと思いますが。ただし、やはり拠点校の人数が少なくなれば、それだけOJTの機会が少なくなりますので、これについては、二小や南浦小、北野小と連携しながらの教員たちの研修も考えているところでございます。

それから、ユニバーサルデザインの基本形というところですけども、ほんとうに高橋委員のおっしゃるように、これからは教科書も大きくなったし、机も大きくなったらいいなと思います。でも、机を大きくしてしまったら、教室からあふれてしまうので、教室が大きくなると机が大きくなるといいたいと思います。全て含めて、これから50年、100年かけての課題なのではないかと思います。

以上です。

○高部教育長 よろしいでしょうか。

ユニバーサルについては、研究校で今、東三鷹学園が取り組んでいるものがありますよね。だから、指導課側からも、そういう他校に展開できるようなものがあれば、情報共有を積極的にお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。はい。池田委員。

○池田委員 私も幾つかございまして。まず9ページの(5)のイの巡回指導教員の人数のことですけども。先ほどのご説明の中で、現在、10人1学級で1人加配がつくということで、2人体制ということですかね。

○田中学務課教育支援担当課長 去年までですね。

○池田委員 去年までは。それが、その加配がなくなるというご説明だったかと思うのですが。これは、今まで、待っていれば子どもたちが通ってきてくれたのに比べて、巡回していくわけですから、明らかに負担が重くなるわけですよね。そこで、その人数が逆に減らされるということについては、これはどういう趣旨なのだろうと。何がしたいのだろうと、ちょっと、まず疑問に思ってしまうのですが。そのあたりの説明というか、都ではどのような説明がされているのでしょうか。

○田中学務課教育支援担当課長 東京都については、これについては、東京都は教員1人が2人の子どもを一遍に見るような形でやれるだろうというような説明をされています。

が、確かに、おっしゃるとおり、厳しいです。厳しいだろうと考えています。

○池田委員 なるほど。他方で、このウの校内通級専門員というのは、これは全くの新しいスタッフということで、新たに予算がついて配置されるということですね。

これは確かに重要な役割を果たされるのですが、やはりこれ、巡回指導教員が、実際に負担が過剰になってきてしまうようなところをしっかりとカバーするような役割を果たしていただけるように、うまく、連携をとっていかないといけないのではないかなというのが一つ意見としてございます。

あと、今申し上げたこととちょっと矛盾するかもしれませんが、これは明らかに、指導教員の負担が増すにもかかわらず、なぜ人員削減されるのかということ、裏から考えますと、今まで指導教員が、通ってくる子どものことだけを見ていればよかったと。まさに、指導するというところにメインがあったのが、担当者は巡回するというので、スーパーバイズ型に何となく移行していくのではないかという気もするのです。というのが、今まで在籍校の先生たちからすれば、子どもを、ああ、行ってらっしゃいと言って、任せておけばよかったわけですけども、それが、先生が来てくれる。子どもがそこにいたまま指導が受けられるということで、必然的に、巡回指導教員と、在籍校の先生が密にコンタクトをとるようになるわけですね。そうすると、指導教員が持っている経験ですとか知識とか、そういうものが、緩やかに浸透していくという過程もたどるのではないかと。それはとりもなおさず、1のユニバーサルデザインということにもつながってくるのだらうなと思うのです。ですので、当初は、非常に指導教員のご負担が多いでしょうし、なかなかうまく回っていかないということもあるかもしれませんが、長い目で見た場合には、そういったことが緩やかに浸透して行って、むしろ、こういう通級がなくてもやっていけるというところが、実は目指すところなのではないか。ほんとうの意味でのインクルーシブな教育につながっていくのではないかという、期待も反面しているところ。ちょっと意見になりましたけれども。

○高部教育長 補足しますと。おそらく池田先生のおっしゃったとおりだと思うのです。要するに、もう普通教室との兼ね合いですね。巡回指導だけで支援教育をやるのではなくて、普通教室との関連の中で、個別の分を取り出して、そこだけ補強するような形でやります。

それから、あと、加配のメリットというのは、やはり規模が小さければ小さいほど加配のメリットはあるのです。10人だったら、それこそ倍なわけですけども、ではそれが30人、40人増えたときには、それは4足す1だったりするわけで。先ほども言いましたように、この全校の校内通級制度、それから今まで、何でこれを巡回にしたかという、右肩上がりが発達障がいというのが顕在化している。つまり今までみたいな通級制度だと、おそらくもう破綻してしまうという、施設のにも教員のにも破綻してしまう。だから、グループ制にして、規模を生かしながら、その中で加配を吸収して、在籍校の専門員を置いたりとか、それから普通教室の支援をやったりとかという中で、今まで加配だった部分の、個別で見れば加配だったのだけれども、それをグループ化することによって解消できるのではないかというような見通しも、東京都にあったのではないかなと思っています。

ただ、実際に始めてみて、やはり人が足りないというような問題になれば、これは教育長会も通じて、また東京都に要望していくとか、そういう機会を設けていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○高部教育長 はい。須藤委員。

○須藤委員 校内通級教室が導入されることによって、おそらく、この期待される効果のところにも書いてありますとおり、今までより多くの児童が指導を受けられるということになって、非常にいいことだと思います。おそらく、今までも保護者の送迎が条件ということだったので、共働きの家庭ですとか、なかなかそういったご家庭では、残念ながら申し込みできないとか、そういったような現状もあったと思うのですが、今後おそらくそういった方も、こういった支援を受けられるようになるということなのですから、現状150名弱の通級の児童がいらっしゃるということなのですから、今回新しく導入することによって、想定される児童数というのはどれくらいですか。

○田中学務課教育支援担当課長 三鷹の場合は、今までも通級支援委員会を設けて、きちんとアセスメントして入れています。今回も、この実施方策の中で、今申し上げたようなアセスメントをきちんとして入級していただくということをいたしますので、爆発的な増加にはならないのではないかと考えています。これまでも三鷹は、東京都の平均よりもかなりポイントの高いところで情緒障がい学級の子どもたち、児童数が確保されております。実際、来年度に向けた相談も始まっているところなのですが、ふだんの通級支援委員会、毎年、ふだんの通級についての申し込みも経常的にやっているわけですが、それに加えた、例えば五小とか四小とか、今まで設置していなかった、新たに始まる場所の受け付けを今しているところなのですが、各校2、3名というところがございます。なので、よその市区のような爆発的な増え方ではないと考えています。

○高部教育長 これも補足しますと、理論値では6%と言われているのですね。今、三鷹で対応しているのが2%弱ぐらいですね。さっきの150人というのはね。

○田中学務課教育支援担当課長 はい。三鷹はそうですね。

○高部教育長 だから、理論値で言えば、もうそれこそ増えていくのですけれども、でも、やはり通級制度がどれだけ周知されるかということと、それから保護者が通級に通わせたいという需要とか理解とかということの中で、実際、決まってくるから。スタートしていきなり爆発的に増えるということは、まあ、ないのですけれども、徐々にそれを浸透しながら、子どもにとってより適切な教育だということが理解されてくれば、やはり傾向としては少しずつ増えてくるのかなという予想は、課長にもありますよね。

○田中学務課教育支援担当課長 そうですね。

○高部教育長 規模のメリットがあれば、増えたほうが逆にやりやすいというのはあるかもしれませんがね。

ほかに。はい、どうぞ。高橋委員。

○高橋委員 先ほど教育長のおっしゃったような、破綻するという言葉、私は象徴している部分があると思います。通級も破綻することがある。学級も破綻する危機に、今あるのではないかと考えていますね。概要は確かに変わっていないと思います。変わっていない

いのだろうと思います。ただ、そこをコントロールできる教員の力は、以前ほどあるかどうかという状況の中で、やはり、学級というのは危機的になりつつあるのだと思うのです。だからこそ、先ほどおっしゃったような、それをスーパーバイザーとしてコントロールできるような、そういう巡回指導教員の位置づけができるといいと思いますし、それはやはり校長が学校経営の重要な部分だとして受け止めていって、これが形になっていくということを、ほんとうに切に願っている次第です。

○高部教育長 教育支援をテーマにして、また別の校長会を随時開いていくということは、ぜひ必要ですね。より理解を徹底するために。

指導課長。

○宮崎指導課長 指導課長です。後で指導課の教育長報告でもそれを言おうと思ったのですが、そのユニバーサルデザインをテーマに東三鷹学園で今度発表がありますけれども、今回、ご講演が佐藤慎二先生で、この方のテーマは、通常学級の特別ではない支援教育という、こういうテーマなのですね。まさに、1番2番の、そのところをやっていないと、なかなか現状の若い先生が増えている中では厳しいのだろうと。こういう研究、それから今回の校内通級のシステム、これをほんとうにより有効に生かしていく方向の中で、三鷹の、やはり教育支援というものを考えていくべきだろうなと思います。さまざま、環境面の整備も必要にはなると思いますけれども、それありきではなくて、やはり教員自身がそこをしっかりと学んでいく。特に校長を中心としてやっていくという意識を醸成していくというのは、非常に私たちの大事な役割なのだろうなと認識しています。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

最後に、確認的に一つお願いしたいのですが、先ほどの巡回体制ですね。10人に1人ということで、150人だとすると15人の教員が配置されるわけです。それを、拠点が今度四つになるということで、大体、拠点校については4人ぐらいの教員が配置されるということですが、実際、それが他校にどういうふうに巡回していくのか、単身で1人ずつ行くのか、それともグループを組んで、2人のチームにしていくのか、4人で一緒に行くのか、その辺はどのような体制なのでしょう。

○田中学務課教育支援担当課長 具体的には、実施要領を定めて、今、考えているところなのですが、やはり、できれば3人以上のグループで回るのが望ましいと考えています。なぜなら、やはりそこでOJTができるということと、その学校での小集団指導が組めるということ、それから、そこに長い時間3人でとどまれば、児童の実態などを互いに話し合いながら取り組めるというところで、そのように考えています。

○高部教育長 一方では、時間数の制約が出てくるけれども、しかし、やはり濃密な効果的な指導をやるためには、やはり3人ぐらいの体制のほうがいいということですね。

○田中学務課教育支援担当課長 はい。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ確認をいたします。

日程第5 三鷹市校内通級教室実施方策(案)についてをご協議いただきましたけれども、基本的にはご了解いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　それでは、本件につきましては、委員の皆様のご了解をいただいたものといたします。

---

#### 日程第6 教育長報告

○高部教育長　引き続きまして、日程第6 教育長報告に入ります。

それではまず、私から、お手元に9月30日付けの決算審査特別委員会審査報告書がございますので、ご覧いただければと思います。

それでは、9月議会、第3回三鷹市議会定例会、9月30日に終了いたしまして、市長から提案された議案は全て可決されました。条例、それから補正予算、そして平成27年度の決算につきましても認定をいただいたところです。

そして、その中の報告書の中で、私から1点、附帯意見についてご報告させていただきます。5ページから附帯意見がついております。これは、法的な拘束力はないのですが、委員会の一致した意見として、行政においても今後、尊重・留意すべき点ということでございまして、5ページの下から6ページにかけて、教育費につきまして、2点ご報告がございます。

一つは、児童・生徒の健全育成については、教員の資質向上を図るため研修等の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことということが1点ございます。

それから、2点目が、日本の伝統・文化教育については、地域ごとの伝統・文化の特性も踏まえつつ、全校において実施できるよう努めることという意見がございました。

1点目で、特に健全育成と書いてございますけれども、背景にあるのはいじめ問題ということで、早期発見、早期対応ということで、条例、それから防止のための方針をつくりました。昨今はいろいろ、加害・被害の錯綜した状況ですとか、あるいは子どもの発達でコミュニケーションがなかなかとれなかったり、あるいは保護者の双方の感情とか、いろいろ複合問題が生じていますので、いろいろなケーススタディーもしながら、教員の対応力を高めていくということが必要です。そして、学校・家庭・コミュニティ・スクールも一緒になった取り組み、それから児童・生徒の主体的な人間関係形成についての取り組みも、引き続き行っていきたいと思っています。

それから、2点目の伝統・文化ですけれども、これは予算の中でもご協議いただいたように、東京都や国の委託事業を活用して、一小で新川囃子をやったり、七小のほうで子ども歌舞伎をやったりという取り組みを行っておりますけれども、もっとそれを広げるということで、これまでも社会科の中ですとか、音楽の和楽器ですとか、あるいは美術ですとか、あるいはいろいろな市内の施設見学とか、さまざま、地域資源を見直す、ディスカバーするというので取り組んでいますので、こういった趣旨を踏まえて、より充実するというので、今後取り組んでいきたいと考えております。

それでは、引き続きまして、各課報告をお願いします。総務課長。

○高松総務課長　総務課でございます。50ページ、51ページをお開きください。

まず、50ページの実績等報告ですけれども、一番下段、10月3日に第五小学校の教育委員会訪問を実施いたしました。ありがとうございました。

また、右側、51ページの予定等報告ですけれども、上から4段目、10月18日に第一中学校の学校訪問を予定しております。

また、同日18日の午後3時から、東京都市町村教育委員会連合会におきまして、近隣等10団体で構成します第4ブロックの幹事市としまして、今年度、来年度の2年間、高橋委員さんに代表世話人をお務めをいただいておりますけれども、その第4ブロックの研修会を、こちら三鷹市教育センターで実施をいたします。特別支援教育のあり方についてをテーマとしまして、筑波大学教授の柘植雅義先生を講師にお招きして開催いたしますので、ぜひご参加いただければと思っております。

また、最後の行ですが、10月31日から11月2日の日程で、市議会文教委員会の管外視察が実施されます。視察の項目としましては、寝屋川市の小学校外国語活動ですとか、東広島市の体力向上に向けての学校における実践、また下関市の生涯学習プラザなどが予定されていると聞いております。この文教委員会の管外視察には、教育委員会事務局から伊藤教育部長が同行する予定となっております。

その他につきましては記載のとおりです。

続きまして、52ページ、53ページをごらんください。こちら、教育センター、また施設係関係の実績・予定等報告になります。

記載のとおり、第七小学校の長寿命化改修に向けた実施設計、また工事では、高山小学校の時限付き新校舎の整備工事など、主な設計・工事関係につきまして、記載のとおり実施しているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○高部教育長 学務課、お願いします。

○桑名学務課長 学務課です。

54ページの実績等報告でございます。9月27日に第1回学校給食調理業務委託業者選定審査委員会を開催いたしました。この委員会は、平成29年4月から学校給食調理業務委託を予定しております大沢台小学校、それから委託開始から5年の事業者の見直し時期を迎える5校の小・中学校の学校長と教育委員会事務局で構成をしている委員会で、一次審査では書類審査により応募のあった12業者の中から、二次審査に進む6事業者の選考を行ったところでございます。

次に、予定等報告、55ページになります。10月19日から12月2日にかけて実施をいたします平成29年度小学校に入学予定の児童を対象とした就学時健康診断でございます。各小学校、15小学校と、教育センターを会場にして実施をいたします。9月28日に保護者宛てに就学時健康診断の通知書を発送をしております。

次に、10月24日になります。先ほど申し上げました、学校給食調理業務委託事業者の選定でございますが、第2回の選定委員会を開催しまして、一次審査を通過した6事業者のプレゼンテーションを受けて、二次審査を行う予定でございます。

そのほかにつきましては、記載のとおりでございます。学務課からは以上でございます。

○高部教育長 指導課、お願いします。

○宮崎指導課長 指導課でございます。

56ページ、57ページになります。修学旅行、全て無事終了いたしました。台風とち合ったところもありますけれども、奈良公園が閉まっていたとか、そういうことはあったようですけれども、大きな事故等なく終了することができました。

それから、ここには記載がありませんけれども、10月2日に多くの学校が運動会を実施をいたしました。1日の土曜日の実施予定でしたけれども、そこは翌日に持ち越して、10月2日に全ての学校で実施をしております。残りが10月8日の第六小学校です。これで、今シーズン、今年度の運動会は終了ということになっております。当日の大きな事故等は、今のところ報告はされていないと認識しております。

右側のページをごらんください。8日ですけれども、三鷹市の中学生意見発表会、市民協働センターで実施をされます。各学校から1名ずつ代表が出て、意見を発表し、毎年立派な意見が出て、非常に新鮮な素直な感覚に感動するところでございます。

また、21日、先ほどから話題に出ています三鷹市研究協力校の研究発表会、東三鷹学園として、学園で行っております。会場は第六中学校になります。小学生もそこへ行って、小学校が国・社・理・音・家庭・体育と、それから中学校が数・英・美術という授業を公開する予定になっております。13時55分授業開始ということでございますので、ぜひご参加いただければありがたいなと思っております。

また、26日ですけれども、いよいよ、にしみたか学園の開園10周年記念事業ということで、第二中学校でございます。式は14時からかと思っておりますけれども、その後、日本大学の佐藤晴雄先生のご講演をいただく予定になっております。

指導課は以上です。

○高部教育長 生涯学習課、お願いします。

○古谷生涯学習課長 生涯学習課長の古谷です。

58ページ、59ページをお開きください。まず、58ページの実績でございます。9月17日から家庭教育学級、9月、10月にかけて、この秋場、いろいろな学校で実施されております。

また、9月23日には、前任期の社会教育委員会議、最後が終了したところでございます。

また、10月4日、かきしぶde学び会講座ということで、「学び」のスタンダードに関して、指導課の木下担当課長にお越しいただいて講座を実施したものでございます。

59ページ、予定でございます。10月6日、明日でございますが、PTA連合会の理事研修ということで、江東区にあります「そなエリア」、ここでは防災のアトラクションなどを体験できる施設があるのでございますけれども、そちらに行く予定でございます。

また、8日から10日にかけて、今週の土曜日から来週の月曜日にかけてですけれども、大沢の水車、精米・製粉の作業の見学会を3日間にかけて実施するものでございます。

また、28日には、社会教育委員会議の第1回目を、次の任期の第1回目が始まりまし

て、委嘱式等を行う予定でございます。

最後に、30日ですけれども、市民文化祭が開会いたしまして、12月4日まで実施する予定になっております。

私からは以上でございます。

○高部教育長 スポーツ振興課、お願いします。

○室谷スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

60ページ、61ページをごらんいただけますでしょうか。まず、実績等報告でございますが、上から2段目です。9月17日土曜日、スポーツ推進委員第9ブロック研修会を行っております。今回、幹事市であります小金井市の、武蔵小金井駅前の宮地楽器ホールを会場といたしまして、第9ブロックの7市による事例発表、事例研究、情報交換等、活発な議論、意見交換がなされたところです。

そして、下から2番目の、9月29日と30日の2日間に分けまして、みたかスポーツフェスティバルの全体会議、実行委員、当日スタッフ、公募のボランティア、皆様にお集まりいただいて、詳細の説明等、最終的な確認事項、情報共有、確認の作業をいたしました。なお、今回、各委員の皆様にも既にご案内してはございますけれども、オリンピック・パラリンピックの気運醸成事業としまして、日本ソフトボール協会の国際委員長をお務めいただいている女子ソフトボール元日本代表監督の宇津木妙子さんをお招きしてのトークショーを予定しております。かなりご多忙で、こういった講演会、基本、お断りしているということだったのですが、粘り強く交渉しまして、当日は高崎から、朝、来ていただけることになりました。ぜひよろしかったらおいでいただきたいと思います。

そして、61ページの予定等報告ですけれども、10月6日、今度は11月に控えております市民駅伝大会の実行委員会、こちらにつきましても、オリンピック・パラリンピックの気運醸成事業としまして、駅伝の強豪チームであるコニカミノルタの監督とヘッドコーチの方、ニューイヤー駅伝でも今回準優勝だったのですけれども、この駅伝の時間帯をちょっとかぶらせて、子どもたちを対象にした走りっこ教室、走り方教室を予定しております。

そして次の、10月9日、みたかスポーツフェスティバルの本番当日でございますけれども、今度の日曜日でございます。よろしく願いいたします。

そのほかは記載のとおりでございます。私からは以上です。

○高部教育長 総合スポーツセンター建設推進室、お願いします。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長 私からは、教育長報告への記載はございませんけれども、三鷹中央防災公園・元気創造プラザに係る市民向けの施設見学会についてご報告をさせていただきます。お配りをしておりますA4の資料、上に「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ施設見学会の開催について」と書いてあるものをごらんください。こちらの資料は、市のホームページに掲載しております新施設の見学会のお知らせをコピーしたものでございますが、既にこの見学会につきましても、先日発行されました10月2日号の広報みたかでもご案内をしているところであります。来年、いよいよ4月の施設のオープンに先立ちまして、市民の皆様方に、総合スポーツセンターや生涯学習

センターなどの施設をごらんいただく見学会を、企画部の担当において実施するものでございます。

資料にありますとおり、見学会の日程は来月、11月5日土曜日、9日水曜日、11日金曜日の3日間、いずれも午前10時から正午までと、午後2時から4時までの1日2コマ、全6回を予定しております。対象及び定員につきましては、在学・在勤を含めます市民の方、各回25人。小学生以下の場合は、保護者の方同伴でご参加いただくことになっております。その他、申込方法の詳細については記載のとおりでございますけれども、申込みの期間につきましては、今週月曜日10月3日から、来週14日金曜日まで、必要事項をはがきやファックス、メールに記入をしていただいて、お申込みをいただくことになっております。

教育委員の皆様におかれましては、ことし6月に施設見学をしていただいたところでございますけれども、お近くでご関心のある市民の方等いらっしゃいましたら、ぜひこの機会にお申込みいただくようご案内いただけますと幸いです。

私からは以上です。

○高部教育長 社会教育会館、お願いします。

○新名社会教育会館長 社会教育会館でございます。

62ページ、63ページをごらんください。62ページの実績につきましては、まず、9月15日木曜日に、第1回市民大学総合コース企画委員会を開催いたしました。これは、平成29年度の市民大学総合コース、5本ございますが、こちらのカリキュラムを、市民委員が参加して、会館と協働しながら練り上げていく取り組みでございまして、来年3月中旬まで、全部で11回の会合を行いまして、カリキュラム等の作成に当たるものとなっております、そのスタートを切ったということでございます。

9月29日に、第12回公民館運営審議会定例会ということで、これは前期の最終回をとり行ったということでございます。

63ページの予定につきましては、記載のとおりです。以上でございます。

○高部教育長 図書館、お願いします。

○田中三鷹図書館長 図書館でございます。

64ページをごらんください。まず、実績等報告でございますが、8月から行っていた「わん！だふる読書体験」は、ふれあい教室、3回の読み聞かせ体験が無事終わりました。お手元に、委員の皆様には、こちらの写真をご用意をさせていただいているのですが、大きな会議室を、会議用のテーブルを畳んで、パーティションがわりにして四つの空間をつくって、ボランティアハンドラーの方が用意したマットの上に、子どもと犬とハンドラーの方が乗った形で、読み聞かせを子どもが犬にするというイベントになっております。1人当たり15分の間で、好きなように何冊でも、また、途中で間違えようが、それを気にせずに、ハンドラーの方が誘導しながら、読み聞かせの体験をしていただくということで、実施をさせていただいたところです。ふれあい教室は子どもが24人、読み聞かせ体験は各回12人の枠に、全て埋まり、31人が参加して、延べ36人の子どもが読み聞かせ体験を行っております。

こちらの目的としては、絵本との新しい出会い、読書の楽しさを感じることや、人前で話することとか、本を読むことが苦手意識を持っている子の、その意識をなくす、読み聞かせをすることで達成感を感じるということを目的にしておりますが、各回のアンケートでは、これらの目的に合致するようないい評価のコメントをいただいているところであります。こちら、子どもの印象だけではなくて、その空間を外から見た親からも、素晴らしい空間に、また、子どもの表情豊かなところの読み聞かせをするような姿勢というところも見られて、親からも好評価のコメントをいただいているところでございます。

あと、こちらは、今回多大なるご協力をいただいた、図書館協議会委員でございます大塚敦子さんが連載をしている朝日新聞のウェブ上ですがSippoというコラムでございます。こちらでも、外国等の事業についてのご紹介もありますので、後ほどごらんいただければと思います。

では、65ページの予定でございますが、10月1日からは高齢者支援課と共催をした形で、「認知症と上手に付き合おう」というテーマ図書展示を開催しております。10月29日に三鷹市主催で「認知症にやさしいまち三鷹」というイベントがございますが、これを捉えて、三鷹市の三鷹図書館本館で、共催した形で、テーマ図書を実施しております。

あと、9月22日からは、みたか太陽系ウォーク関連展示企画として、国立天文台のご協力をいただいて、展示を行っているところでございます。

あと、10月27日から11月9日までは読書週間になりますので、各館で、主に児童のイベントになりますが、通常のおはなし会等を拡充した形で各館で実施をいたします。

最後になりますが、10月29日、30日ですが、またお手元にチラシを配布をさせていただいておりますが、三鷹市立図書館の開館50周年から行われている図書館フェスタですが、今回3回目となります。今回については2日間の開催で、1日目については閉鎖している中庭を開放して、ガーデンカフェのサービスと、あと音楽の演奏、ジャズ演奏をしながら、ちょっと変わった形での図書館の利用をいただくということで、あと、サポーターのおはなし会、本の修理屋さんの実演等をさせていただきます。30日については、これまで「みたか・子ども絵本プロジェクト連絡会」が開催してきた、三鷹駅前まるごと絵本市で行っていた「ひとはこ絵本市」を、今年度から図書館で引き受けて事業を実施することになりました。30日については、ひとはこ絵本市を中庭で行いながら、中・高・大学生で活動している「みたかとしょかん図書部！」のビブリオバトルなど、また、おはなし会等を、地域ボランティアの方にご協力をいただいて、2日間のイベントとして開催をいたします。

図書館からは以上でございます。

○高部教育長 以上で報告は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

池田委員。

○池田委員 この「わん！だふる読書体験」の記事、ざっと拝見しまして、これは、日本で初めて、図書館が、公共の図書館として取り組んだということなのですね。

○田中三鷹図書館長 はい。

○池田委員 とてもこれ、いい記事で、よかったなと思いました。感想だけです。

○高部教育長 ありがとうございます。高橋委員。

○高橋委員 私も、とてもこれ、すてきな取り組みだと思っていて。ただこのパーティーは、机だろうと思いますが、すてきな環境の中で、これがほんとうに三鷹の特徴として、あそこに行くということが出来るよという、そういう空間が、ほんとうにどこかに確保されるといいなと、心から思いました。

「特別」をとって、「支援」を1本にしているこの三鷹なわけだから、こういうことはとても大事だと思いました。こんなところで言うのは何なのですが、学務課がどうこうというのではないのですけれども、これから、組織がいろいろ、例えば、スポーツと生涯学習が市長部局に行きますね。ということで、組織を再編するとしたら、もう1回、「支援」はどこに位置づくべきなのかということを考える時期に来ているのではないかなというような、そんな、私は印象を持っています。

○高部教育長 組織については、これ、スタートするときも、就学支援はもともと学務課でやっていましたね。それで、指導課との関連をどうするか議論しました。教育センターも独立した課相当だったのが、今、総務課の中に合体して、施設課も公共施設課、市長部局に移ったので、総務課が結構、幅広になってきています。学校教育関係は学務課と指導課含めた3課だけになってしまったのですね。総合教育相談室も、正職員は3人ですけれども、嘱託員も含めて、もう20人ぐらいの規模で、優にもう1課相当分ということですので。これまでは、10年前は三鷹市は課や組織を減らしてきた実績がありますけれども、ニーズに応じて必要があれば、今後、再編整理して、きちんと体制を整えることも検討課題としていきます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で、日程第6 教育長報告を終わります。

以上をもちまして、平成28年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

---

午後 5時00分 閉会